



令和6年度（2024年度）

第 19 回 定 例 庁 議

令和7年1月28日(火)午前8時30分～
第一応接室（担当：総合戦略室 内線1111）

1 報告事項

- (1) 奈川地区光化工事について……………（総合戦略局）
- (2) 公共施設鍵のデジタル化実証実験について…（総合戦略局・文化観光部・教育委員会）
- (3) 松本市保健所健康危機対処計画の策定について……………（健康福祉部）
- (4) 国道158号奈川渡改良事業の進捗状況について……………（建設部）
- (5) 学校給食センターのアレルギー対応食における事故について……………（教育委員会）
- (6) 職員の年次休暇等の取得状況について……………（総務部）
- (7) ネーミングライツ・パートナーとの協定締結について……………（文化観光部）

庁 議 日 程 に つ い て

第20回定例庁議	2月10日(月)	8時30分～
第21回定例庁議	2月28日(金)	8時30分～

庁 議 資 料
7. 1. 2 8
総 合 戦 略 局

(報告事項)

奈川地区光化工事について

1 趣旨

持続可能な奈川地区の推進の一環として進めてきた、奈川地区CATV施設（映像及び通信機器、伝送路）（以下「施設」という。）の光化工事（施設更新）完了について報告するものです。

2 経過

- H 1 7 年度 合併により、旧奈川村有線テレビ放送施設を市が継承
- 2 1 年度 地上デジタルテレビ放送に対応するため、総務省地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して施設整備工事を実施し、CATVテレビ放送を開始
- R 3 年度 合わせて、インターネット接続サービスを開始
- 5 年度 市内で唯一民間光インターネット接続サービスがない奈川地区の実情と、多事争論会等での要望を踏まえ、施設光化の前倒しを決定
- 6 年度 総務省放送ネットワーク整備支援事業費補助金を活用し、光化工事（光ケーブル幹線伝送路敷設）を実施
- 7 年度 各戸への光化工事（引込線工事）を実施
- 7 月 2 5 日から順次、CATV光化サービスを開始
- 1 2 月末に、各戸への引込線工事が完了

3 奈川地区光化工事の目的

- (1) 地上波の届かない奈川地区のテレビ放送視聴環境維持
- (2) 松本市内で唯一光回線インターネット接続サービスが提供されていない奈川地区のデジタルディバイド（地域間格差）を解消し、市内全域で光インターネット接続サービスが受けられる環境を整備
- (3) 市行政防災無線（各戸個別受信機）の通信回線として、災害時等の情報伝達手段の確保

4 事業概要

- (1) 工事内容
 - ア 令和5年度（光ケーブル幹線伝送路敷設工事）
 - (ア) 光ケーブル伝送路敷設 L = 5 1, 4 8 1 m
 - (イ) ヘッドエンド装置（映像及び通信機器）設置 4 拠点

イ 令和6年度（引込線工事）

引込件数合計 424件

うち、新規引込み 62件

（神谷・大原ラインガルテン、野麦峠・高ソメキャンプ場）

(2) 総事業費 令和4～7年度 375,890千円

5 運営方法

現行の運営方法を継続し、公設民営方式によりテレビ松本がCATVサービスを提供します。

6 今後の予定

- (1) 次期開催の市議会総務委員協議会に報告します。
- (2) 令和7年1月末で旧CATVサービスを終了します。
- (3) 令和7年度に、旧CATV施設撤去工事を行います。

担当 DX推進本部 次長 島村 守 (内線54210)

(報告事項)

公共施設鍵のデジタル化実証実験について

1 趣旨

休日や夜間など、職員が不在の際に公共施設を利用する場合、事前に職員がいる時間帯に窓口で鍵を借りる必要があります。この手間を解消し、利用者の利便性を向上させるため、デジタル鍵（以下「スマートロック」という。）システムの導入を行います。

スマートロックシステムの使い勝手の確認や、運用上の課題の洗い出しをするための実証実験を開始することについて報告するものです。

2 経過

- 4. 1 0 デジタル化要望調査で市民から公共施設鍵デジタル化の要望
- 6. 6 6月補正予算に関係経費を計上
- 8 システム構築事業者決定
- 1 0 作業部会を設置し事業検討開始
- スマートロック取り付けに関する施設調査開始
- 1 2 施設調査完了

3 実証実験の概要

(1) 目的

スマートロックシステムの導入をより効果的なものにするために、利用者及び職員の使い勝手の確認を行います。また、システム全体の運用上の課題を洗い出します。

(2) 概要

施設利用者がLINEを通じて施設のスマートロック暗証番号を取得し、施設の鍵を解錠できるシステムです。

現在、休日や夜間などの職員不在時に施設を利用する際は、事前に職員がいる時間帯に窓口で鍵を借りる必要があり利用者の負担となっていました。今回の施策により、松本市公共施設案内・予約システム（以下「予約システム」という。）でのオンライン予約及びオンラインクレジット決済と併用することで、施設利用の完全な窓口レスを実現することができます。



※ 「スマートロック」とは、スマートフォンや専用デバイスを用いて鍵の施錠・解錠ができる電子式の鍵の総称であり、松本市に導入するスマートロックは電子キーボックスタイプです。

※ 「電子キーボックス」には、施設の鍵が入っており、暗証番号で電子キーボックスを開け、中に入っている施設の鍵を取り出します。

(3) 対象施設

- ア 芳川公民館
- イ 芳川体育館
- ウ 神林体育館
- エ 梓川中学校

(4) 対象者

- ア 事前に各施設5団体程度のモニターの確保を行います。
- イ 休日や夜間などの職員不在時の利用者

(5) スマートロックの利用の流れ

- ア 松本市公式LINEからスマートロックアプリの友達追加を行います。
- イ 予約システムの利用者IDと電話番号を入力し利用登録を行います。
- ウ 利用予約している施設の電子キーボックスの暗証番号が届きます。
- エ 電子キーボックスに暗証番号を入力し、鍵を取り出し施設を解錠します。
- オ 施設利用終了後、電子キーボックスから鍵を取り出し、施設を施錠します。

(6) 実証実験期間

令和7年2月28日～6月末日

4 今後の予定

- (1) 次期開催の市議会総務委員協議会に報告します。
- (2) 市ホームページ、SNS、施設窓口等で、モニター以外のスマートロック利用希望者に向けて、周知を行います。
- (3) 実証実験後の本運用は令和8年1月を予定しています。

担当

DX推進本部	次長	島村 守	(内線54210)
スポーツ施設整備課	課長	輪湖 稔	(内線6211)
学校教育課 学校施設担当	課長	西澤 弘	(内線6120)
生涯学習課	課長	廣田 圭男	(内線56200)

庁議資料
6. 1. 28
健康福祉部

(報告事項)

松本市保健所健康危機対処計画の策定について

1 趣旨

地域保健法で定める「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正により、松本市感染症予防計画の実行性を担保する計画として松本市保健所健康危機対処計画（以下「市対処計画」という。）を策定しましたので、その内容について報告するものです。

2 経過

- 5. 3. 27 国が地域保健対策の推進に関する基本的指針を改正
- 6. 1. 11 国が健康危機対処計画の保健所版モデル提示
- 2. 2. 2 ワーキンググループで市対処計画（案）を検討（以後8. 7まで3回開催）
- 4. 2. 5 松本市感染症予防計画策定
- 10. 9 ワーキンググループ及び関係課長で市対処計画（案）を協議

3 計画期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

4 市対処計画

- (1) 概要版 別紙のとおり
- (2) 市対処計画 別冊のとおり

5 今後の進め方

- (1) 市対処計画に基づいた資機材・物資、スペースの確保に努めます。
- (2) 定期的に所内で新興感染症のフェーズ確認を行い、必要な対応を検討します。

担当 保健総務課 課長 田中 正一 （内線 63110）

1 計画の背景と位置づけ

【計画の背景】

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正により、「松本市感染症予防計画」の実効性を担保し、有事に備えた保健所の体制整備するため「松本市保健所健康危機対処計画(感染症編)」を策定するもの。

【計画の概要】

松本市感染症予防計画の手順書として、保健所が平時から準備を整える組織体制や資機材及び物資、新型コロナウイルスの経験を踏まえ、感染状況に応じた体制や取り組み等の業務手順を記載するもの。

【計画の位置づけ】

松本市感染症予防計画(R6 策定)

【感染症対策の施策】

- ・ 予防及び蔓延防止
ワクチン接種体制
発生動向調査及び分析
- ・ 蔓延防止
有症状者への相談支援
病原体の検査体制
- ・ 入院医療体制
患者等の移送
入院調整
- ・ 自宅療養等体制
宿泊施設等の療養支援
自宅療養者への支援

感染症法

予 防 計 画
の 実 効 性
を 担 保

松本市保健所健康危機対処計画(感染症編)

【主な内容】

- 平時における準備(感染症健康危機管理体制)
 - ・ 所内役割分担
 - ・ 有事を見据えた業務量と職員数
 - ・ 必要な庁内応援体制
- 感染状況に応じた体制及び取り組み
 - ・ 組織体制
所内体制、応援体制、職員の安全管理等
 - ・ 業務体制
検査、疫学調査、療養支援、入院調整等
 - ・ 関係機関との連携
県、医療機関との連携
 - ・ 情報管理

地域保健法

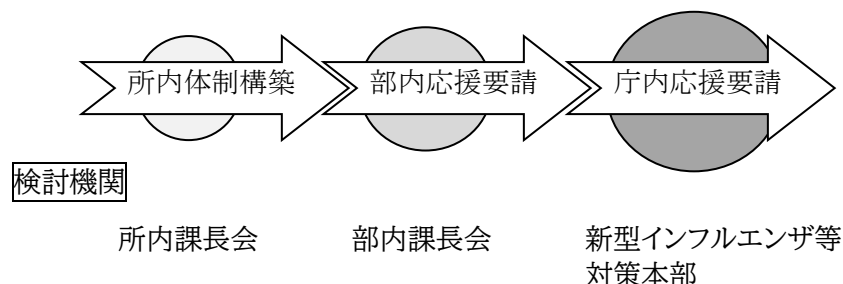
2 平時における準備(感染症健康危機管理体制)

【感染状況に応じた感染対策と業務増加量】

フェーズ	フェーズ1(市内未発生) 海外国内で新たな感染症等が発生	フェーズ2(流行初期) 国内で発生の公表から1か月	フェーズ3(流行蔓延) 国内で発生公表から2か月	フェーズ4(一時的収束) 蔓延期継続を見据えた一時収束
主要な感染対策の流れ	【コロナ対策準備】 相談業務 調査・検査・入院準備 市対策本部設置(状況次第でフェーズ2)	【コロナ対策稼働】 相談業務拡充 疫学調査・検査業務稼働 入院調整・療養支援業務稼働	【コロナ対策ピーク】 疫学調査・検査業務拡充 療養支援業務拡充 ワクチン接種準備	【再稼働を見据え対策縮小】 疫学調査・検査業務を委託 療養支援業務を委託 ワクチン接種業務
保健所 BCP	A	A	A	A
	B	B	B 停止	B
	C	C 停止	C 停止	C 停止
	D	D 停止	D 停止	D 停止
感染対策の業務増加・職員体制(イメージ)	保健所 BCP 発動 	部内応援 保健所職員	外部応援 庁内応援 部内応援 保健所職員	業務委託 外部応援 保健所職員

【応援体制のスキーム】

所内BCPに基づき、4課による業務体制を構築後、業務量が増加した際には部内・庁内に応援要請し、更なる体制構築を図る



【想定されるフェーズごとの従事者数】

国のガイドラインに基づき、新型コロナウイルス「第6波」同規模(最大 150 人/日発生)の感染が流行初期発生を想定し、当時の実績から最大従事者数を算出
なお外部応援は IHEAT(保健師等)13 人を想定

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
保健所職員	34人	64人	107人	68人
部内・庁内応援	0人	14人	84人	0人
外部応援	0人	0人	13人	13人
業務委託				73人
計	34人	78人	204人	154人

3 新興感染症等発生時の対応(感染状況に応じた体制及び取組み)

感染段階(担当)		フェーズ1(市内未発生)	フェーズ2(流行初期)	フェーズ3(流行蔓延期)	フェーズ4(一時的収束)
		海外国内で新たな感染症等が発生	国内で発生公表から1か月	国内で発生公表から2か月	蔓延期継続見据えた一時収束
組織体制 (保健総務課)		・市内発生に備えた体制構築 ・関係部署との調整 ・BCP発動により動員計画作成 ・緊急事態宣言後、市対策本部設置 (状況次第でフェーズ2)	・所内BCPに基づく体制確保 ・動員計画に基づき、応援要請 ・執務環境の整備と必要物資調達 ・市対策本部運営	・所内BCPに基づく体制拡充 ・応援追加要請、IHEATに協力要請 ・職員の健康管理の徹底 ・市対策本部運営	・所内BCPに基づく体制縮小 ・職員の休暇取得 ・市対策本部体制見直し
業務体制	相談 (健康づくり課)	・相談窓口の開設 ・有症相談(受診調整) ・相談マニュアルの整備	・相談窓口拡充 ・有症相談(受診調整)の拡充	・県相談センターに業務委託 ・委託困難者の相談対応	相談体制の縮小
	検査・発熱外来 (保健予防課)	・PCR検査センター設置準備 ・協定医療機関との診療調整	PCR検査センター設置	PCR検査センター拡充	・PCR検査センター休止 ・協定医療機関への検査委託
	積極的疫学調査 (保健予防課)	・マニュアルの整備 ・受援体制の準備	積極的疫学調査	積極的疫学調査拡充	積極的疫学調査委託
	健康観察・生活支援 (健康づくり、食品・生活衛生課)	・県感染症所管課からの情報収集 ・健康観察・生活支援に備え体制確保	・宿泊療養入所調整 ・自宅療養者の健康観察や生活支援 (食糧やパルスオキシメーター等配付)	・宿泊療養入所調整 ・自宅療養者の健康観察や生活支援 の拡充	・宿泊療養入所調整業務委託 ・自宅療養者の健康観察・生活支援 業務委託
	移送 (保健予防課)	広域消防局や民間事業者との移送、搬送調整	広域消防局や民間事業者と連携した移送、搬送		移送、搬送業務の縮小
	入院・入所調整 (保健予防課)	入院病床の体制確保	・感染者の入院調整 ・入院勧告、就業制限、医療費公費負担業務	・感染者の入院調整(病床逼迫の際は自宅療養へ切替) ・入院勧告、就業制限、医療費公費負担業務	入院調整の縮小
	ワクチン (健康づくり課)		情報収集	ワクチン接種支援体制(広報・予約・予診票配布・ワクチン集配送等)準備	ワクチン接種業務(ワクチン開発状況による)
関係機関との連携 (保健総務課)		県、医療機関等との情報共有	・松本保健福祉事務所と合同調整本部設置 ・医療機関等と対策協議	・県感染症所管課との連携した医療提供の確保 ・医療機関等と協力による医療提供	県、医療機関等との情報共有、次の感染に備えた医療提供の再検証
情報管理 (保健総務課)		・最新の感染情報発信 ・クロノロジー作成開始	・応援職員への個人情報取扱い徹底 ・多様な媒体言語による情報発信	・応援職員への個人情報取扱い徹底 ・多様な媒体言語による情報発信	・情報提供の評価、見直し ・クロノロジー集約、課題の整理

庁 議 資 料
7. 1. 28
建 設 部

(報告事項)

国道158号奈川渡改良事業の進捗状況について

1 趣旨

国道158号奈川渡改良事業の進捗状況及び今後着工する新入山トンネルの工事概要について報告するものです。

2 事業の概要

別紙1のとおり

3 経過

- H23年度 国が国道158号奈川渡改良を権限代行として事業化
- 24年度 用地取得に着手
- 26年度 工事着手
- R 1. 7 大白川トンネルが貫通
- 5. 5 大白川大橋の架設完了
- 6. 3 新入山トンネルの施工者が決定（施工者：銭高組）
- 12 奈川、安曇両地区の町会連合会及び地元観光組合等の代表に工事内容を説明

4 新入山トンネルの工事概要について

本工事はY字に分岐する既存のトンネルに連結させ、拡幅し、新たなトンネルを造る、極めて難易度が高く、全国的にも珍しい工事となります。工事過程においては、観光シーズンなどに配慮しながら、複数のパターンの交通規制により、極力通行を確保しながらの工事が予定されます。

(1) 工事内容

- ア トンネル延長：L = 410m
- 幅員：W = 10.5m
- 構造：車道2車線 両側歩道付

イ 工事の手順

令和7年3月より既設トンネル内の支障物を移設後、ダム側の法面を補強しトンネル掘削を開始します。その後、トンネル覆工（内部のコンクリート壁）を打設し、舗装や設備等を整備して供用されます。

ウ 今後の予定

現在、掘削に向けた準備を進めており、令和7年度より新入山トンネルの掘削工事を開始する予定です。

(2) 工事に伴う交通規制

別紙2のとおり

5 今後の対応

(1) 国との連携により、広く周知を行います。

(2) 交通規制の実施にあたっては、各段階に応じて地区内回覧やチラシの配布により、関係者へ事前周知を行います。

(3) 長野国道事務所は工事着手に向け、関係機関等への事前説明を進めるとともに、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等での広範囲の周知を予定しています。

(4) 次期開催の市議会建設環境委員協議会に報告します。

担 当 建設総務課 課 長 柳澤 均 (内線 1810)

(1) 事業の目的と計画の概要

- ・国道158号は、北陸・中部地方と関東・甲信越地方を結ぶ路線。
- ・梓川に沿った急峻な山岳地帯を通過し、防災危険箇所や線形不良箇所、大型車のすれ違いが困難な箇所が存在。

目的

- ・防災危険箇所の回避
- ・線形不良箇所の解消
- ・大型車すれ違い困難箇所の解消

計画の概要

事業区間：自)長野県松本市奈川
至)長野県松本市安曇

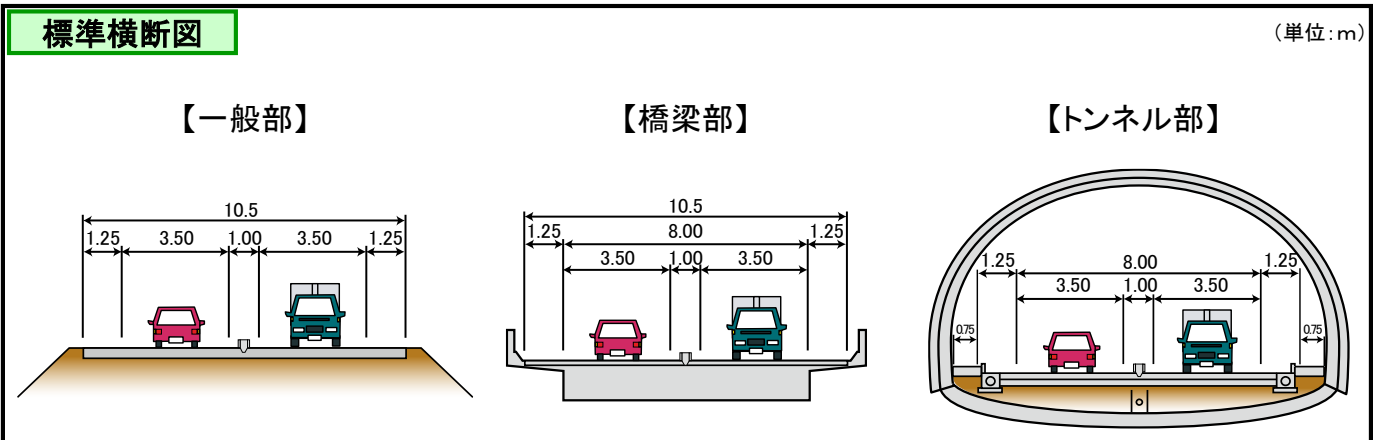
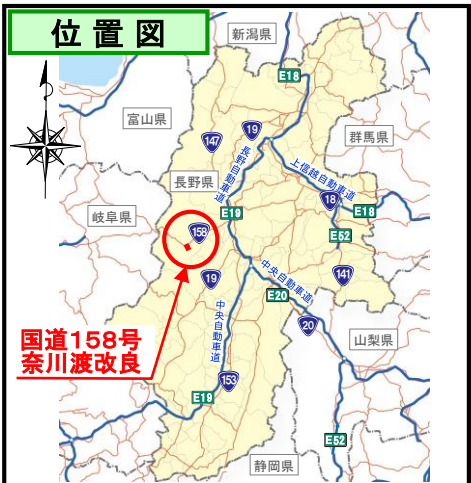
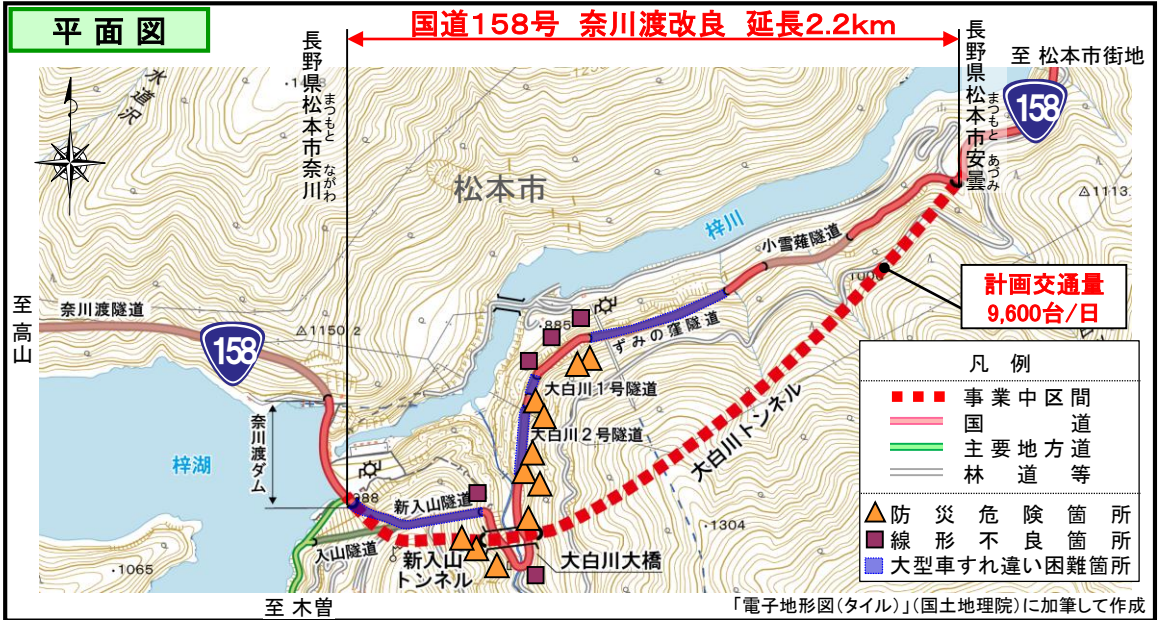
計画延長・幅員：延長2.2km・幅員10.5m

車線数：2車線

計画交通量：9,600台/日

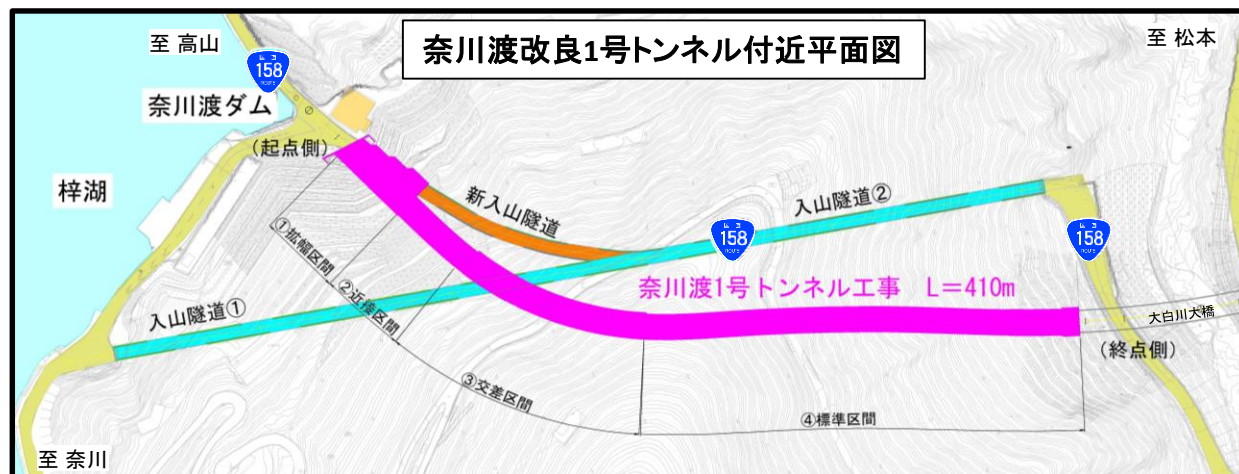
事業化：平成23年度(2011年度)

全体事業費：約211億円(前回:約186億円)



(1) 基本方針

- ◆ 本工事は地中でY字に分岐する既存のトンネルを掘削・拡幅し新しいトンネルを造る、極めて難易度の高い事業のため、工事の状況に伴い予定が変更となる可能性がありますのでご了承下さい。
- ◆ 新設トンネルは、新入山隧道のダム側坑口を広げるように掘削するため、新入山隧道の通行止めが必要です。
- ◆ 新入山隧道通行止め時は、入山隧道①②を片側交互通行し交通を確保します。
- ◆ 新設トンネルは、入山隧道①と地中で交差するため、本工事で入山隧道①を閉鎖します。
- ◆ 交通量が特に多い時期(5月～10月頃)の交通に極力影響が出ない様、施工を計画します。
この時期(5月～10月頃)は、土・日・祝日の交通規制は終日実施しません。
- ◆ 交通規制を実施する際は必ず前後に交通誘導員を配置し、混雑状況に応じた誘導を行います。
(工事用信号のみでの規制は実施しません。)



工事期間中の交通規制

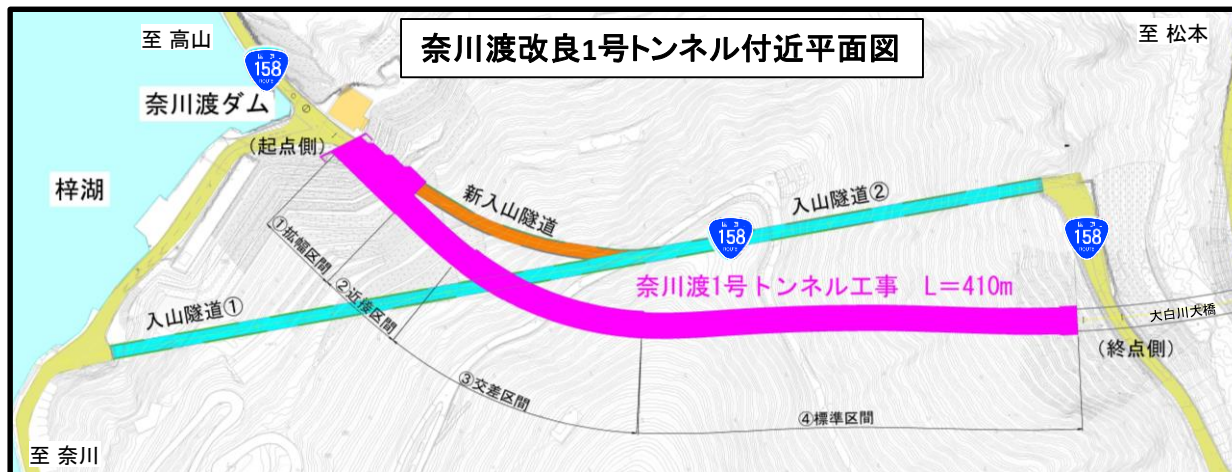
(時期については予定)

(2) 夏場(5～10月頃)の交通規制

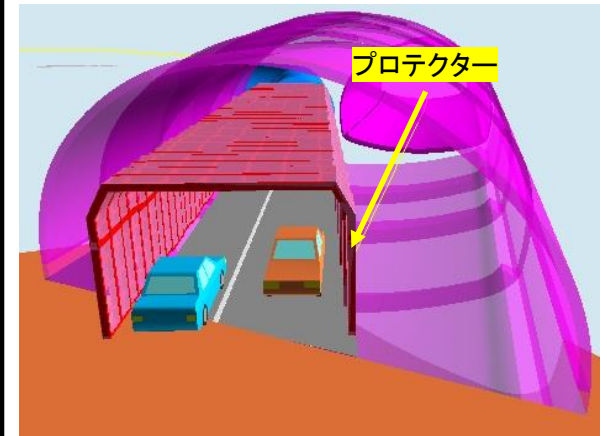
- ◆ 令和7年の夏場は、新入山隧道の平日夜間通行止めを実施します。昼間は、交通規制は実施しません。
- ◆ 渋滞が予測される土・日・祝日の交通規制は終日実施しません。
- ◆ 令和8年の夏場は、昼夜とも交通規制は実施しません。
- ◆ 新入山隧道ダム側坑口付近はプロテクター内を通行していただきます。(プロテクターの外側で施工します)
- ◆ 令和9年の夏場以降は、入山隧道①を閉鎖します。

(3) 冬場(11～4月頃)の交通規制

- ◆ 冬場は、令和7年・令和8年ともに、新入山隧道の終日通行止めを実施します。



プロテクター(イメージ)



庁議資料
7. 1. 28
教 育 委 員 会

(報告事項)

学校給食センターのアレルギー対応食における事故について

1 趣旨

梓川学校給食センターのアレルギー対応食において、食物アレルギーを起こす食材（以下、「アレルゲン」という。）を含んだ給食を提供する事故が発生したことについて報告するものです。

2 事故の概要

(1) 発生日時

令和7年1月7日（火）午後1時30分頃

(2) 発生場所

松本市立梓川中学校

(3) 相手方

アレルギー対応食対象生徒1名

3 経過

7.1.7 生徒が帰宅後、唇の周りの腫れに気がついた母親が体調を聞いたところ「保健室には行かなかったが咳と鼻水が出て5時間目から気持ちが悪かった」と話があった。医療機関の受診はなし。

8 午前8時5分、梓川学校給食センターへ母親から「給食にアレルゲンのものがなかったか」と確認の電話があり、発生原因の調査をすることを伝えた。

献立と使用した食材を確認し、アレルゲンを含む食材が使用されていたことが判明。調査結果を保護者に説明し、謝罪

4 原因

- (1) 献立作成時、システムに入力した食材名のうち、アレルゲンを含む可能性のある食材を複数の職員で確認すべきところを1名で行い、今回使用した食材の中にアレルゲンがあることを見落とし、食材名に注意表示を付記しなかった。
- (2) 一般給食及びアレルギー担当栄養士で組合せ・アレルゲンの有無を確認する際、食材名に注意表示がなかったことから、アレルギー対応策を取らなかった。
- (3) そのため、以降の配合表の取り寄せ、保護者への代用食の提示が出来なかった。

5 再発防止対策

各センター担当者に注意喚起を行い、再発防止対策の徹底を図りました。

- (1) システム入力にあたっては、必ず複数の職員で確認を行う。
- (2) 使用する加工品の成分表は、使用の都度必ず取得する。
- (3) 検収時、商品情報（商品名、メーカー名等）を確認する。
- (4) 食材使用前、ラベルによる原材料を確認する。

6 今後の対応

- (1) 栄養計算ソフト入力時に、アレルギーを含む食材が表示できるようにシステムの改修を検討します。
- (2) 次期開催の市議会経済文教委員協議会に報告します。

<参考> アレルギー事故防止のための一般給食作成から提供までの手順
(学校給食における食物アレルギー対応マニュアル)

○3か月前

① 献立作成

- ・食材を選択する際、アレルギーの有無を確認した上で栄養計算ソフトに食材を入力
- ・一般給食及びアレルギー担当の栄養士で組合せ・アレルギーの有無を確認（修正があった場合も確認）

② 献立確定

- ・加工食品原材料配合表を使用する都度業者へ請求
- ・取り寄せた配合表を元に、栄養計算ソフトの規格項目に内容量・商品名・メーカー名を入力
- ・献立検討会后、食材に変更が生じた場合必ずアレルギー対応食担当栄養士に連絡

○前月10日～15日頃

① アレルギー明細献立表作成

- ・配合表と明細献立表を全栄養士で確認
- ・確認後決裁 決済時事務職員確認

② 発注作業

- ・栄養計算ソフトに数量や納品日を入力
- ・発注書に記載された規格と配合表が同じものであるか担当栄養士が確認
- ・その後、一般給食担当栄養士と事務職員で確認

担当	学校給食課
課長	百瀬 功三
内線	(2479)

(報告事項)

職員の年次休暇等の取得状況について

1 趣旨

令和6年の職員の年次休暇及び夏季休暇の取得状況について報告するものです。

2 対象者

正規職員

※ただし、対象期間において次に該当する職員は除いています。

- ・採用、退職などで在籍していない期間がある者
- ・休職、育児休業、産前産後休暇を取得した者
- ・他市等への派遣や組合専従期間のある者

3 集計結果

年	一人当たり平均取得日数		
	年次休暇 (日)	夏季休暇 (日)	合計 (日)
平成27年	9.9	2.1	12.0
平成28年	9.3	2.6	11.9
平成29年	10.0	2.7	12.7
平成30年	10.6	2.7	13.3
令和元年	10.7	2.8	13.5
令和2年	10.6	2.8	13.4
令和3年	11.5	2.9	14.4
令和4年	11.5	2.8	14.3
令和5年	12.9	2.9	15.8
令和6年	12.9	2.9	15.8

※集計は暦年（1月1日～12月31日）

4 年次休暇の取得促進について

- (1) 年次休暇については、特定事業主行動計画（次世代育成支援、女性活躍推進）において、一人当たりの年間取得日数の目標値を12.0日と定めています。
- (2) ワーク・ライフ・バランスの観点から、引き続き、所属長自ら率先して年次休暇を取得するなど、休暇を取得しやすい環境づくりに努めてください。

担当	職員課
課長	中田 美弥 (内線1150)

(報告事項)

庁 議 資 料
7. 1. 2 8
文化観光部

ネーミングライツ・パートナーとの協定締結について

1 趣旨

かりがねサッカー場および美鈴湖自転車競技場のネーミングライツ・パートナー優先交渉者との協議が整ったことから、協定を締結することについて報告するものです。

2 概要

(1) 施設名・愛称等

施設名 愛 称	ネーミングライツ・パートナー	ネーミングライツ料
かりがねサッカー場 信州グリーンフィールドかりがね	株式会社 信州グリーン	1 4 0 万円／年
美鈴湖自転車競技場 スカイロードサイクリングスタジアム松本	株式会社 スカイロード	6 0 万円／年

(2) 期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

(3) 愛称の使用

国道・県道及び市道の既存看板、各施設内の案内掲示のほか、市ホームページやSNS等でも施設の通称として使用し、その定着に努めます。

3 協定締結日

令和7年1月31日（予定）

4 今後の予定

- (1) 次期開催の市議会経済文教委員協議会に報告します。
- (2) 協定締結後、ネーミングライツセレモニーを開催します。

担当 スポーツ施設整備課
課長 輪湖 稔
(内線 6 2 1 1)